

証券コード 7046

2021年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

テクノスデータサイエンス・エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 東 垣 直 樹

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

現在は引続き新型コロナウイルス感染の封じ込めの重要な局面であると考えております。この状況を踏まえ、感染防止の観点から、**株主の皆様におかれましては、本株主総会は、書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場は、極力ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。**

書面による議決権の行使については、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始予定）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー7階 第2会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

第8期（2020年4月1日～2021年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎ 当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染の今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社webサイト（<https://www.tdse.jp>）にてご案内いたします。本年は、お土産のご用意はございません。

出席者間の適切な距離を確保するために、入場をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社webサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度は、経済全体では新型コロナウイルス感染症が依然として収まらず、一部ワクチン接種が国内でも開始されたものの、依然として厳しい状況となりました。

一方で、情報サービス産業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響は一部にはあるものの、AIやデータ解析技術を活用したサービス開発への需要は力強く中長期的には市場拡大は継続すると期待されており、当社は加速していく市場の成長を見据え、『AIを中心とした統合型ソリューション企業』を目指しております。

このような状況のなか、既存顧客の深耕とともにデジタルマーケティングに注力することで、新規顧客開拓を図り受注拡大に努めてまいりました。

また、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社とDX支援サービスにおける協力の開始、株式会社スマートウィルとニューノーマルに向けて、Cognigyを活用したデジタル接客AIプラットフォーム「AICO」の提供開始、「架空送電線AI診断システム」の新たな電気事業者向け提供開始、SNS分析に関する新サービス「RealTimeMonitor by SNS Analysis」の提供開始など、サブスクリプションサービスの充実を含めた取組を推進しております。

以上のとおり取組んできた結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は、一部の顧客企業の業績の先行き懸念などから案件の先送りや規模の縮小傾向が見られ1,323,880千円（前年同期比3.9%減）となりました。利益面では、急を要しない経費を抑制した一方で、事業強化を目的とした技術社員の増強や非対面での営業推進やデジタル技術等を用いてのマーケティングの強化を行った結果、営業利益50,643千円（前年同期比59.9%減）となりました。なお、経常利益は受取配当金等により68,611千円（前年同期比46.3%減）、当期純利益は投資有価証券の売却益の計上等により190,881千円（前年同期比111.2%増）となりました。

なお各四半期（各三ヵ月間）では、以下のとおりとなっており、第2四半期会計期間以降では営業利益、経常利益、四半期純利益とも利益を確保しております。

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
売上高 (千円)	286,874	315,294	342,230	379,480
営業利益 (千円)	△31,316	1,868	33,592	46,499
経常利益 (千円)	△14,545	1,931	34,303	46,922
四半期純利益 (千円)	136,113	211	22,918	31,638

1-2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は11,291千円であり、主として、業務の効率化及びリモートワークへの対応を目的とした、社内ワークフローシステム及び基幹システム構築に対する投資であります。なお、設備投資の金額は無形固定資産への投資を含んでおります。

1-3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

1-4. 財産及び損益の状況の推移

	第5期 (2018年3月期)	第6期 (2019年3月期)	第7期 (2020年3月期)	第8期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高 (千円)	1,018,588	1,351,729	1,377,117	1,323,880
経常利益 (千円)	103,223	212,024	127,706	68,611
当期純利益 (千円)	75,000	146,282	90,370	190,881
1株当たり当期純利益 (円)	44.55	76.40	44.08	93.11
総資産 (千円)	829,264	1,539,591	1,955,969	1,804,088
純資産 (千円)	649,305	1,350,297	1,300,720	1,590,465

(注) 1. 当社は、2018年2月13日付で普通株式1株につき100株の割合の株式分割、2018年11月6日付で普通株式1株につき2株の割合の株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数によって算出しております。

1-5. 対処すべき課題

2020年初頭から新型コロナウイルスが世界各地で流行することとなり、企業の社会活動や国民の生活は、感染拡大防止を前提とした行動に変容しました。国内の直近の感染状況についても、2021年4月にも3度目の緊急事態宣言も発令されました。

経済全体では、米中など海外経済の持ち直しで輸出や生産活動の回復により、大企業製造業の景況感を示す業況判断指数（DI）は新型コロナウイルスの感染拡大前の水準を回復している一方で、非製造業は対照的に外食産業・小売業・旅客業の一部で影響が長引いており、再びの緊急事態宣言で厳しさが増していく懸念も高いと考えられます。このように新型コロナウイルスの流行は継続するものと予測され、新型コロナウイルスとの共存を目指し、従来の生活様式や働き方を変えていくニューノーマルへの対応が求められています。

当社は、早期にリモートワークを軸とした社員の働き方改革を推進したことで当事業年度は役職員のコロナ感染者ゼロを実現し、非対面での営業推進やデジタル技術等を用いたマーケティングの強化を進めてまいりました。また、顧客企業のデータ経営を支援するためのコンサルティング体制強化を図り、需要の回復局面に対応できるよう準備を進めると共に、非対面でのサービスを実現できる対話型AI「Cognigy」を活用したサービス提供やSNSデータ解析ツール「Netbase」の追加サービス開発と拡販を推進してまいりました。

(1) 中長期的な成長に向けた事業ポートフォリオの強化

今後、AI関連技術はITにおける要素技術の一つとして様々なシステムに組み込まれることから、大企業を中心に、本格的なAIシステム導入が進み、AIシステム構築の領域が大きく拡大することが予想されます。

実用的なAIシステム導入が加速していく市場の成長を見据え、当社は『AIを中心とした統合型ソリューション企業』への変貌を目指し、AI製品等によるサブスクリプションサービス拡大を進めるとともに、AIビジネス市場として成長しうる重要領域のソリューションを充実してまいります。当社は、AI統合型ソリューション事業への拡大を推進していくため、実現にむけては資本提携・業務提携など他企業とのアライアンスを積極的に推進いたします。中長期的な企業価値の向上を果たすためには、絶えず戦略の見直しを行い、人材の流動化や、先行投資を進めながら、フロー型ビジネスとストック型ビジネスの両事業ポートフォリオの強化を図ってまいります。

(2) 成長戦略について

当社は、国内最高峰のデータサイエンティスト集団を軸とした「データ分析/AIモデル構築技術」をコアに、創業以来300を超えるプロジェクトでデータ利活用におけるノウハウを蓄積し、研鑽し続けてまいりました。このノウハウを活用したDX/AIコンサルティングサービス及び周辺ビジネスで構成される「ビッグデータソリューション・AI製品の開発」を推進しております。また、データ経営診断及びデータ解析支援、AI人材教育等のソリューシ

ョンサービス(フロー型ビジネス)と、独自AI製品「scorobo」シリーズや「Netbase」「Cognigy」などの他社AI製品を活用したサブスクリプションサービス(ストック型ビジネス)の両軸で成り立っております。今後、この二つのサービスを強化・融合させながら、サブスクリプションサービスの売上比率を高めるべく、成長戦略を実行してまいります。そのために、3つのコア・コンピタンスである ①国内最高峰のデータサイエンティスト集団、②幅広い領域で活かせるAI技術を保有するライブラリー「scorobox」、③AIビジネスを推進する企業や大学・研究機関等の協業ネットワークを活かしてまいります。当社の成長戦略の実現には、AI製品・モジュールの導入によるサブスクリプションサービス拡充が必要であり、以下(3)～(7)に記載のとおり、全社で取り組んでまいります。

(3) サブスクリプションサービスの強化について

・当社AI製品「scorobo」等の拡充

当社は創業以来、数多くのAI技術を蓄積するライブラリー「scorobox」の充実を図っております。ここに蓄積されたAI技術は、広い範囲での応用が可能です。様々な業界に展開させることができますが、データを大量に保有する企業と共創して、推し進めていく必要があります。

現在、数多くのビジネスアイデアを活かしつつ、複数企業との研究開発やサービス企画を進めています。具体的な取組として、東京電力パワーグリッド株式会社と進めてきたディープラーニング技術を用いた画像点検ソリューションをインフラ保全サービスとして他企業に展開していくなど、サブスクリプションサービス拡充にむけた様々な取組を推進させております。

・他社AI製品の調査研究及び展開

当社独自AI製品「scorobo」の充実に加えて、「Netbase」「Cognigy」をはじめとするグローバルで活用されている他社AI製品の活用を増やすことで、サブスクリプションモデルの充実を図ってまいります。当社は、国内及び米国シリコンバレーをはじめとする欧米各国での調査研究に注力しており、当社ビジネスに寄与する競争力の高いベンチャー企業を発掘し、ビジネス連携を進めてまいります。

(注)

Netbase : 米国発、TwitterなどのSNS投稿をリアルタイムで分析できる自然言語解析技術(NLP)を有するAI製品です。競合サービス分析やキャンペーン反応から消費者の興味・関心度が分析でき、また炎上防止やリスク分析など様々な用途に活かすことができます。50以上の言語に対応しています。

Cognigy : ドイツ発、VUIやChatbotなど音声やテキストによる対話サービスに対して、最先端の22言語に対応した自然言語処理(NLP)と自然言語理解(NLU)技術を用いて自動応答を可能とする対話型AIプラットフォーム製品です。ユーザー

インターフェイスに優れ、LINE・Facebook・Slack・WhatsApp・Twilioなど20以上のコミュニケーションツールと連携可能で、短期間で業務システムと連携した自動化サービスを構築することができます。音声やテキストによるCRMと連携した24時間顧客問合せの自動応答や、販売オーダーの自動化に至っては決済機能と連携することで一貫した顧客サービスが実現できるなど、対話接点がある業務に関し、幅広くサービスを提供することができます。

(4) 技術力の強化

- ・専門人材の確保について

当社は、技術革新の変化が著しいAI市場において、より先進的なサービスを創出していくため、各学会への参加や協業先との連携等により、成長の基盤となる技術力の向上に努めております。

また、各大学・大学院やAI業界団体等とのネットワークを活用し、高度な技術を保有する人材の確保に努めております。さらに各顧客企業の業務の知識並びにスキルを有した人材を確保し、業界の慣例・知識の習得及び教育を進めてまいります。

- ・スピードに対応できる組織運営

AI業界は競合他社も多く、顧客企業のニーズも多様化しており、これらニーズにいち早く対応する必要があります。当社は、決定スピードを早め、激しい環境変化に対しても適切な判断ができるよう、フレキシブルな人員配置を行える体制を構築し、競合先と渡り合える製品・サービスの企画・開発を行ってまいります。

(5) 営業力の強化

- ・デジタルマーケティングの強化

当社が事業拡大を進めていくにあたって、WEBによる情報発信及び顧客と当社のコミュニケーションが重要であることから、デジタルマーケティング等のデジタル技術を活用した市場への訴求力強化は欠かせません。具体的に自社の導入事例やデータ活用方法論を題材としたWEBセミナー等による市場認知度の向上を図ることで、営業取組を補強し、新たな顧客接点を作ることで、新規案件の獲得を目指してまいります。

- ・協業先とのビジネス連携

当社にとって協業先とのビジネス連携は欠かせません。協業先の開拓に伴う販売チャネル拡充及び双方による営業活動により、より多くの新規顧客の獲得と既存顧客を深耕することで、事業規模の拡大を図ってまいります。

(6) 売上拡大について

当社は、DX推進およびデータ経営を目指す企業に対し、AI技術を使った個別テーマ分析結果の提供だけでは短期的な関係となり、企業の経営課題を根本的に解決するに至らないことが多いため、総合的なコンサルティングサービス、つまりデータ経営診断、データ活用人材教育及び組織組成支援等、中長期にわたり経営支援を行うことで、大規模×長期化（＝累計売上最大化）を図ってまいります。また、総合的なコンサルティングサービスにより獲得されるAI技術を活用した自社AI製品「scorobo」および優れた他社AI製品等を活用して、フロー型ビジネスとストック型ビジネスの両軸で売上拡大に努めてまいります。

(7) 利益増大について

これまでに蓄積した幅広い領域におけるAI技術のライブラリー「scorobox」を活かし、各プロジェクトの生産性効率向上による利益増大を推進しておりますが、更に利益増大を図るために、サブスクリプションサービスを強化を目指してまいります。

また、データ分析支援やデジタル戦略システム構築等のソリューションサービスにおいては、自社社員に限定することなく、協力会社や海外人材など外部リソースを活用することで、プロジェクト採算性の向上に努めております。

1-6. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、データ経営を目指す企業の課題に対し、データ経営診断及びデータ解析支援、AI人材教育等の総合的なソリューションと、独自AI製品「scorobo」シリーズや他社AI製品などを活用したサブスクリプションサービスを提供しております。

1-7. 主要な事業所（2021年3月31日現在）

本 社：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

1-8. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数（名）	前期末比較増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
111（4）	8名増	34.3	3.3

（注）従業員数は就業人数（嘱託社員及び社外から当社への出向者を含む）であり、従業員数の（ ）外書きは、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間の平均雇用人数（1日8時間換算）としています。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,200,000株（自己株式150,026株を含む）
- ③ 当事業年度末の株主数 2,157名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
(株)テクノスジャパン	380,000株	18.54%
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	160,000株	7.80%
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	160,000株	7.80%
城 谷 直 彦	160,000株	7.80%
城 谷 紀 子	80,000株	3.90%
白 井 孝 秀	60,000株	2.93%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	48,300株	2.36%
楽天証券(株)	30,500株	1.49%
(株)SBI証券	28,889株	1.41%
奥 出 聡	26,400株	1.29%

（注） 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式150,026株を除く）の総数に対する割合であり、小数第3位を四捨五入して表示しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	城 谷 直 彦		
代表取締役社長	東 垣 直 樹		
取締役	浦 川 健	執行役員専務管理統括長	
取締役	池 野 成 一	執行役員常務	
取締役	唯 野 安 志		
常勤監査役	花 畑 彦子郎		
監査役	伊 藤 峰 秋		
監査役	宮 本 竜 哉		(株)イエルバ・ブエナ代表取締役

（注） 1. 取締役唯野安志氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 監査役花畑彦子郎氏、伊藤峰秋氏及び宮本竜哉氏は社外監査役であり、3氏とも東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3-2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役・監査役・執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

3-3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るのに十分なものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の報酬は固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案して決定しております。具体的には、個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえたものであるものとしております。また取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使され決定しなければならないことを申し伝えるものとしております。

なお、2021年5月27日開催の取締役会において、本総会における第3号議案をご承認いただいたくことを停止条件として、当該方針を以下のとおり変更することを決議しております。

取締役の個人別報酬の決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るに十分なものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。株式報酬は譲渡制限付株式とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定した額の譲渡制限付株式を、毎年の定時株主総会の後に交付する。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役を退任するまでの期間とする。但し、対象となる

取締役が当社の取締役会が定める期間が満了する前に退任した場合には、当社は、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

3. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額および譲渡制限付株式の額または数については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬額および譲渡制限付株式の額または数の決定（業務執行取締役の種類別の報酬割合の決定を含む。）とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう決定をしなければならないことを申し伝えるものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月21日開催の第5期定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております（使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年12月20日開催の臨時株主総会において年額12,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

役員の報酬額の決定権限は、取締役会の決議により代表取締役に再一任しており、代表取締役は、各取締役の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し報酬額を決定しております。取締役会は、役員の報酬額の決定過程において、その決定権限を有する者を適正に選任しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (79,860千円)	報酬等の種類別の総額 (79,860千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	70,710千円 (3,600千円)	70,710千円 (3,600千円)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,150千円 (9,150千円)	9,150千円 (9,150千円)	—	—	3 (3)

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

3-4. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

地位	氏名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
監査役	宮 本 竜 哉	(株)イエルバ・ブエナ	代表取締役	—

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地位	氏名	活動状況
取締役	唯 野 安 志	当事業年度における取締役会17回中17回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	花 畑 彦子郎	当事業年度における取締役会17回中17回、監査役会14回中14回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	伊 藤 峰 秋	当事業年度における取締役会17回中17回、監査役会14回中14回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	宮 本 竜 哉	当事業年度における取締役会17回中16回、監査役会14回中13回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

唯 野 安 志	経営全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の企業統治へ貢献等頂くことを期待いたしておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。
---------	---

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

4-2. 当事業年度に係る監査法人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	12,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,500千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が総合的に検討した結果、以下の理由からその報酬は妥当であると認めました。

- ・当社を継続的に監査しており、監査の品質・効果において満足する成果を上げている。
- ・前事業年度の実績と当事業年度の計画を比較し、監査内容・監査工数が妥当である。
- ・報酬単価が前事業年度以前と比較して妥当な水準である。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

4-3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制及び方針

5-1. 業務の適正を確保するための方針

当社は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するために必要な体制に関する基本方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項、及びコンプライアンスの取組みについて「企業行動規範」、「コンプライアンス規程」に定め、周知徹底する。
 - ・コンプライアンス重視の経営を実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
 - ・内部通報制度を設け、法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合に直接通報する手段を確保し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・内部監査部門を設置し、定期的に業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証等を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。
 - ・取締役及び監査役は、これらの文書を必要に応じ閲覧できるものとする。
 - ・情報セキュリティ管理の基本的事項について「情報セキュリティ管理規程」に定め、情報セキュリティの維持・向上のための対策を実施する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理に関して必要な事項について「リスク管理規程」に定め、リスクの発生防止に係る整備、発生したリスクへの対応等を行う。
 - ・リスクを一元的に把握、管理するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの管理を適正に行い、リスク発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制を構築・強化する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議及び決定を行う。
 - ・執行役員制度を採用し、取締役会で選任された執行役員が取締役会が決定した基本方針に従って業務を執行する。
 - ・取締役及び執行役員の職務執行状況については適宜取締役会に報告する。

- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業集団における業務の適正を確保するための体制が必要になった場合には、速やかに当該体制を構築する。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、監査役と取締役が協議の上、使用人を置く。
 - ・補助使用人は監査役の指揮命令によりその職務を行い、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
 - ・補助使用人の人事評価、異動等については監査役の同意を得た上で決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況について報告を求めることができる。
 - ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項、法令・定款に違反する事項その他コンプライアンスに関する重要な事項を知ったときは、すみやかに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、内部通報制度を利用して監査役に報告することができ、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求め、自ら事実関係を調査することができる。
 - ・監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- ・監査役が職務執行について生ずる費用に関して支払（前払又は償還を含む）を求めたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は代表取締役及びその他の取締役との間で適宜意見交換を行う。
 - ・監査役は内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行い、互いに連携を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とする。
- ・「企業行動規範」に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知するとともに、反社会的勢力の対応部署を定め、外部専門機関との連携を図るなど、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備する。

5-2. 業務の適正を確保するための体制と運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査室がモニタリングし、改善を進めています。

(2) コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、リスクの把握、回避、軽減策の検討等を行っております。

(4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

5-3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対し会社の業績に応じた適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図ることが重要であると考えております。この方針に従い、剰余金の配当は会社の業績や財務状況、配当性向等を総合的に勘案のうえ決定しております。

貸 借 対 照 表

(2021年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,674,807	流 動 負 債	193,622
現 金 及 び 預 金	1,443,262	買 掛 金	9,130
売 掛 金	172,840	未 払 金	19,411
貯 蔵 品	383	未 払 費 用	12,503
前 渡 金	32,258	未 払 法 人 税 等	75,772
前 払 費 用	25,766	未 払 消 費 税 等	23,541
そ の 他	296	前 受 金	49,775
固 定 資 産	129,281	預 り 金	3,487
有 形 固 定 資 産	21,632	固 定 負 債	20,000
建 物	35,300	資 産 除 去 債 務	20,000
減 価 償 却 累 計 額	△13,881	負 債 合 計	213,622
工 具、器 具 及 び 備 品	1,516	(純 資 産 の 部)	
減 価 償 却 累 計 額	△1,301	株 主 資 本	1,590,465
無 形 固 定 資 産	12,288	資 本 金	833,180
ソ フ ト ウ エ ア	1,866	資 本 剰 余 金	279,680
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	10,421	資 本 準 備 金	279,680
投 資 そ の 他 の 資 産	95,359	利 益 剰 余 金	530,189
長 期 前 払 費 用	2,407	利 益 準 備 金	4,215
繰 延 税 金 資 産	15,119	そ の 他 利 益 剰 余 金	525,974
敷 金 及 び 保 証 金	71,753	繰 越 利 益 剰 余 金	525,974
そ の 他	6,079	自 己 株 式	△52,583
資 産 合 計	1,804,088	純 資 産 合 計	1,590,465
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,804,088

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,323,880
売上原価		854,602
売上総利益		469,278
販売費及び一般管理費		418,635
営業利益		50,643
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	16,620	
確定拠出年金返還金	1,347	
その他の	368	18,348
営業外費用		
支払利息	265	
為替差損	114	379
経常利益		68,611
特別利益		
投資有価証券売却益	207,375	
保険解約返戻金	1,647	209,022
特別損失		
固定資産除却損	417	
リース解約損	141	559
税引前当期純利益		277,074
法人税、住民税及び事業税	86,279	
法人税等調整額	△86	86,193
当期純利益		190,881

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合計
					繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	833, 180	279, 680	279, 680	4, 215	355, 593	359, 808
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△20, 500	△20, 500
当 期 純 利 益					190, 881	190, 881
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	170, 381	170, 381
当 期 末 残 高	833, 180	279, 680	279, 680	4, 215	525, 974	530, 189

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当 期 首 残 高	△52, 500	1, 420, 168	△119, 447	△119, 447	1, 300, 720
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△20, 500			△20, 500
当 期 純 利 益		190, 881			190, 881
自己株式の取得	△83	△83			△83
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			119, 447	119, 447	119, 447
当 期 変 動 額 合 計	△83	170, 297	119, 447	119, 447	289, 745
当 期 末 残 高	△52, 583	1, 590, 465	—	—	1, 590, 465

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。
- (2) 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 7年
 - 工具、器具及び備品 4年
- (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア
社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

- 受注製作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準
- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
工事（プロジェクト）進行基準によっております。
（進捗率の見積は原価比例法）
 - (2) その他の契約
工事（プロジェクト）完成基準によっております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,200,000株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 150,026株
3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	20,500	利益剰余金	10	2020年 3月31日	2020年 6月11日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種 類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	40,999	利益剰余金	20	2021年 3月31日	2021年 6月11日

(注) 1株当たり配当額には特別配当10円が含まれております。

3. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,776千円
資産除去債務	6,120千円
減価償却費	2,594千円
研究開発費	4,159千円
その他	1,182千円
繰延税金資産合計	18,832千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,713千円
繰延税金負債合計	△3,713千円
繰延税金資産純額	15,119千円

4. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、什器備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

これらのリース取引は、全て事業内容に照らして重要性が乏しく、かつ、リース契約1件当たりの金額が少額であるため、注記を省略しております。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、将来の為替変動リスクを回避する目的としており、投機目的のための取引は実施しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、買掛金の一部は外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社は、「与信管理規程」に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰り表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,443,262	1,443,262	—
(2) 売掛金	172,840	172,840	—
(3) 敷金及び保証金	71,753	71,753	—
資産計	1,687,855	1,687,855	—
(1) 買掛金	9,130	9,130	—
(2) 未払金	19,411	19,411	—
(3) 未払法人税等	75,772	75,772	—
(4) 未払消費税等	23,541	23,541	—
負債計	127,855	127,855	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

合理的に見積もった返還期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算出しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、並びに (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,443,262	—	—	—
売掛金	172,840	—	—	—
敷金及び保証金	413	—	71,339	—
合計	1,616,516	—	71,339	—

6. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	775円 85銭
2. 1株当たり当期純利益	93円 11銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月24日

テクノスデータサイエンス・エンジニアリング株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前 田 裕 次 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 哲 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノスデータサイエンス・エンジニアリング株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、監査役会を毎月開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会議等その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査を担当する太陽有限責任監査法人からは事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査役の意見について

監査役の異なる意見はありません。

4. 後発事象について

記載すべき後発事象はありません。

2021年5月27日

テクノスデータサイエンス・エンジニアリング株式会社 監査役会

常勤監査役 花 畑 彦子郎 ㊞

社外監査役 伊 藤 峰 秋 ㊞

社外監査役 宮 本 竜 哉 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 5 名選任の件

取締役 城谷直彦、東垣直樹、浦川健、池野成一、唯野安志の 5 氏は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	しろ た に な お ひ こ 城 谷 直 彦 (1952年 7 月 11 日)	1976年 4 月 日本電子開発(株)(現 キーウェアソリューションズ(株))入社 1985年 4 月 ソフトウェア・コンサルタント(株)(現 (株)エスシー)へ転籍 1994年 4 月 (株)テクノスジャパン取締役 1998年 7 月 同社常務取締役 2004年 7 月 同社代表取締役社長 2010年 6 月 同社代表取締役社長執行役員 2013年 6 月 沖縄テクノス(株)取締役 2013年 10 月 当社代表取締役社長 2014年 4 月 (株)テクノスジャパン代表取締役 最高経営責任者 2016年 6 月 (株)沖縄ソフトウェアセンター取締役 (株)テクノスジャパン代表取締役 グループCEO 2017年 6 月 同社特別顧問 2020年 6 月 当社代表取締役会長(現任)	160,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
2	とうがき なおき 東 垣 直 樹 (1981年1月21日)	2003年4月 (株)テクノスジャパン入社 2017年4月 同社ソリューションセンター副センター長 2017年9月 当社執行役員エンジニアリンググループ長 2018年7月 当社執行役員技術・営業統括エンジニアリンググループ長 2019年1月 当社執行役員技術統括 2019年2月 当社執行役員常務技術統括 2019年6月 当社取締役執行役員常務技術統括 2019年7月 当社取締役執行役員常務技術統括統括長 2020年5月 当社取締役執行役員常務 2020年6月 当社代表取締役社長(現任)	16,200株
3	うらかわ たけし 浦 川 健 (1965年12月19日)	1989年4月 (株)太陽神戸銀行(現 (株)三井住友銀行)入行 1991年10月 さくら投資顧問(株)(現 三井住友DSアセットマネジメント(株))出向 2002年1月 国民年金基金連合会出向 2004年1月 (株)三井住友銀行帰任 2017年5月 当社出向 管理グループ長 2018年5月 当社入社 執行役員管理グループ長 2018年6月 当社取締役管理グループ長 2018年9月 当社取締役執行役員専務管理統括長 兼 管理グループ長 2020年5月 当社取締役執行役員専務管理統括長(現任)	一株
4	いけの せい いち 池 野 成 一 (1968年10月25日)	1997年2月 (株)アリスエフ入社 2000年9月 ユニコテクノス(株)(現 日本ラッド(株))入社 2008年12月 (株)ブレインチャイルド入社 2014年2月 当社執行役員マーケティング&セールスグループ長 2018年6月 当社執行役員ソリューショングループ長 2019年1月 当社執行役員技術統括 2019年6月 当社取締役執行役員常務技術統括 2019年7月 当社取締役執行役員常務技術統括副統括長 2020年5月 当社取締役執行役員常務(現任)	600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
5	た だ の や す し 唯 野 安 志 (1951年 8 月 1 日)	1976年 4 月 日本電子開発㈱(現 キーウェアソリューションズ㈱)入社 1979年 4 月 ㈱三菱総合研究所入社 2009年11月 合同会社C&E政策研究所代表社員(現任) 2012年 4 月 独立行政法人中小企業基盤整備機構アドバイザー 2012年11月 情報計画コンサルティング㈱取締役 2018年 2 月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 唯野安志氏は社外取締役候補者であり、略歴に記載のとおり、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業統治への貢献と経営全般における助言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって3年5ヵ月となります。
3. 当社は候補者唯野安志氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 伊藤峰秋氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、徳賀芳弘氏は伊藤峰秋氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
とくが よしひろ 徳 賀 芳 弘 (1955年12月6日)	1987年4月 九州大学経済学部助教授 1990年4月 ワシントン大学経営学大学院客員研究員 2000年4月 九州大学大学院経済学研究院教授 2002年10月 京都大学大学院経済学研究科教授 2006年4月 京都大学大学院経営管理研究部教授 2012年4月 京都大学大学院経営管理研究部長・教育部長 (経営管理大学院長) 2014年4月 京都大学東アジア経済研究センター長 2015年10月 京都大学副学長 2016年4月 金融庁 公認会計士・監査審査会非常勤委員(現任) 2019年2月 金融庁 企業会計審議会会長(現任) 2021年4月 京都大学名誉教授(現任) 2021年4月 京都大学産官学連携本部特任教授(エグゼクティブ・リーダーシップ・プログラム委員長)(現任) 2021年4月 京都先端科学大学理事・経済経営学部長(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 徳賀芳弘氏は、略歴に記載のとおり豊富な専門的知識、経験を有しており、その専門的な見識を経営に活かして頂けるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 当社は候補者徳賀芳弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月21日開催の第5期定時株主総会において年額8,000万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は4名となります。

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、当該発行又は処分に係る取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）
- ② 対象取締役に對して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

2. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年22,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）とし、また、その総額は、年額2,400万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記の報酬上限額の範囲内において、①無償交付の場合は、金銭の払込等は要しませんが、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他公正な評価額として対象取締役の報酬額を算出し、②現物出資交付の場合は、当該発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給します。なお、②の場合、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- （1）対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- （2）対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- （3）当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- （4）当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- （5）上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

対象取締役当社に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年2月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告9頁に記載のとおりであります。2021年5月27日開催の取締役会において、本議案をご承認いただいくことを停止条件として、当該方針を下記記載の通り変更することを決議しております。また、本議案に基づく譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記2.の年額の上限の範囲内とすること、本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は1%(10年間に亘り譲渡制限付株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は10%)とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

記

取締役の個人別報酬の決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るに十分なものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。株式報酬は譲渡制限付株式とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定した額の譲渡制限付株式を、毎年、定時株主総会の後に交付する。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役を退任するまでの期間とする。但し、対象となる

取締役が当社の取締役会が定める期間が満了する前に退任した場合には、当社は、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

3. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額および譲渡制限付株式の額または数については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬額および譲渡制限付株式の額または数の決定（業務執行取締役の種類別の報酬割合の決定を含む。）とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう決定をしなければならないことを申し伝えるものとする。

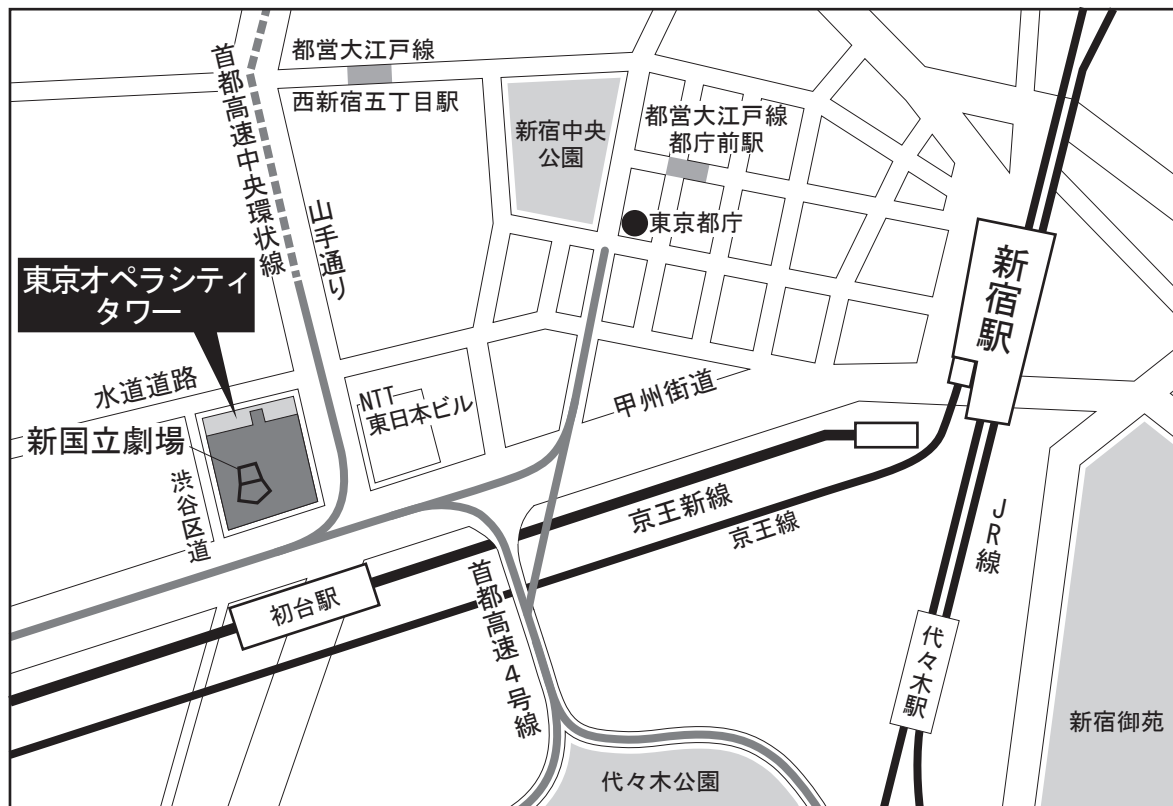
以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー 7階 第2会議室
(7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)
電話 (03) 6383-3261



- 京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩2分
- 甲州街道・山手通り初台交差点角

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主の皆様におかれましては、本株主総会は、書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場は、極力ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・本年は、お土産のご用意はございません。
- ・出席者間の適切な距離を確保するために、入場をお断りする場合がありますので予めご了承ください。